

森 林 管 理 方 針

令和 8 年 6 月

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

目 次

1	経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	森林管理に関する基本方針・・・・・・・・	2
3	環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	森林施業の指針・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	生物多様性の保全指針・・・・・・・・・・	6
6	安全衛生管理、教育研修にかかる事項	12

[別添]

- オイル・燃料の管理指導指針
- 林業薬剤管理指導指針

1 経営方針

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）は、都の農林水産振興施策の一翼を担いつつ、公益性の高い事業を実施する。

常に地域経済に貢献できる試験研究・開発を行い、都民と地域社会の期待に応えていく。

公益財団法人としてコンプライアンスを徹底し、常に都民の信頼を得る。

2 森林管理に関する基本方針

(1) 法令等の遵守

国際条約、森林法その他の法令を遵守し、森林計画制度に沿った目指すべき森林づくりを進める。

(2) SGEC 森林認証の基準に基づく森林管理

多摩地域は、西部は秩父多摩甲斐国立公園に指定され、東部は都市近郊林であるなど、森林に対する多様なニーズが求められる。

このため、財団と東京都森林組合との共同計画で策定した森林経営計画対象森林を核に、森林循環に資する花粉発生源対策及び分収林事業の管理森林において、SGEC 森林認証の基準に基づく森林管理を行い、木材資源の有効利用による持続的な森林経営を通じ、森林の有する多面的機能の発揮を目指す。

(3) 目標とする森林の姿と森林施業

主伐・再造林を推進することにより、多摩地域の森林資源の充実及び齢級構成の平準化を図るとともに、適正な保育を行い多摩地域の森林の活性化を図る。

(4) 生物多様性の保全

適切な森林施業と希少動植物等の把握に努め、生物多様性の保全を図る。

(5) 林業事業体の育成及び木材産業の活性化

主伐・保育事業の実施を通じ、林業の雇用確保及び技術の継承など林業事業体の育成に努めるほか、木材産業の活性化のため多摩産材の安定供給や多摩産材の普及に努める。また、「とうきょう林業サポート隊」としての活動を通じて、将来的に林業就業者となるため、森林整備を行うボランティアを育成する。

これらの取組にあたっては、必要に応じ林業労働力確保支援センターや多摩産材情報センターとの連携を図る。

3 環境方針

SGEC 森林認証の基準・指標に適合する持続可能な森林管理を目指し、以下の「環境方針」を策定する。

- (1) 森林や環境保全に関する法令を遵守し、適切な森林管理を行う。
- (2) 森林資源の循環により、森林の多面的機能の維持・向上を図る。
- (3) 適切な森林管理により、地球環境温暖化防止に貢献する。
- (4) 施業の実施にあたっては、土壌及び水資源の保全に努める。
- (5) 施業の実施にあたっては、化石燃料の節減、大気汚染物質や廃棄物の抑制に努める。
- (6) 林地残材を含め、森林から産出される資源の有効利用に努める。
- (7) 森林巡視を実施し、森林状況及び林内に生息する動植物の把握に努める。
- (8) 動植物のモニタリング調査や施業時に貴重な動植物が発見された場合は、関係機関と協議し、保護体制を整える。
- (9) 調査研究・教育のため、行政・研究機関等から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。
- (10) 市町村等と協力し、標識の設置等による不当投棄防止や火災予防の普及・啓発に努める。
- (11) 花粉の少ない森づくり運動等を通じ、持続可能な森林管理の普及・啓発に努める。
- (12) S G E C 認証における取組等は原則公開し、都民及び SGEC 認証材調達者の信頼向上に努める。

4 森林施業の指針

施業の実施にあたっては、多摩地域森林計画、市町村森林整備計画、森林施業標準仕様書（別添）、特記仕様書、東京都作業道作設指針（別添）に基づくとともに、下記事項に留意する。

（１）主伐・再造林

森林の有する公益的機能の増進と林齢の平準化・資源構成の多様化を図るため、市町村森林整備計画の基準に基づき、伐採・造林を実施する。

立木の伐採については、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、森林の資源構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等に十分留意して行う。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持、溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等の必要がある場合には、協議の上、保護樹林帯を設ける等の対策をとる。

伐採後の造林については、適地適木の原則の下、植栽による更新を基本とするとともに、立地条件に応じた造林手法を選択して裸地状態を早急に解消する。

なお、花粉症の社会問題化に鑑み、スギの人工造林に当たっては、特段の理由がある場合を除き花粉の発生量が少ない品種系統を選定するものとする。

（２）保育

保育の標準的な方法は、下刈り、枝打ち及び除間伐とし、立木の生育促進及び林分の健全化を図るものとする。

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行う。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

枝打ちにあたっては、幹に傷をつけないように注意する。また、枝打ちの実施時期は、成長休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに行うことを基本とする。

除伐にあたっては目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成する。

また間伐や枝打ち等の保育を積極的に行之、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図る。

（３）間伐

間伐にあたっては、林冠がうっ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね枯損木、病木及び衰退木、被圧木、曲がり木、並みの木の順序で行うものとする。ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配置が適切になるよう留意する。

(4) 作業道・集運材

原則として作業道の新設はないが、車両の乗入れ等の必要がある場合は、都の作業道作設指針（別添）を遵守することとし、搬出終了後可能な限り現状復帰を図る。

集材は、架線を基本とするが、近隣の水資源や土砂流出防止などへの影響を考慮し、地表面の保護・流出防止、下床植生及び水源の保全に努める。

また、認証林・非認証林の伐採・搬出・運搬の作業工程を明確に区分し、認証材と非認証材との混在・混載を防止する。

なお、運材にあたってはディーゼル規制適合車によるものとする。

(5) 獣害対策

多摩地域においてはシカ害等が発生しているため、モニタリングを実施するとともに、必要に応じ被害防止対策等を講じる。

(6) 森林経営計画・森林循環に資する花粉発生源対策・分収林事業の実行状況発生源対策・現況の把握

巡視により、森林経営計画等の実行状況及び現況を把握し、各種情報を記録す等、対象森林の管理に努める。

(7) 野生生物の生息環境の保全

巡視により動植物の生息状況を把握し、生息環境の維持・保全に努める。

林業機械燃料及び薬剤等の使用に当たっては、「オイル・燃料の管理指導指針」及び「林業薬剤管理指導指針」（別添）に準じ水系への流出等のないよう適切な管理を行う。

(8) 福祉貢献

森林管理にあたっては市町村森林整備計画を遵守し、管理森林区域の内部または周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するよう努める。

5 生物多様性の保全指針

(1) 生物多様性の保全を考慮した施業指針

施業の実施にあたっては、森林管理に関する法令、多摩地域森林計画、各市町村森林整備計画及び森林経営計画の施業基準を遵守し、財団の森林管理方針、環境方針を基本として行う。

この中で生物多様性の保全、水土保持を常に意識し、森林環境への影響を検証しながら行う。また、野生動植物の採取、外来種の導入は原則行わない。

(2) 基本指針

多摩地域森林計画及び各市町村森林整備計画に基づいた森林利用区分の目的に応じた整備を実施する。

(3) 重要種の確認

① 重要種の範囲

東京都レッドリストの登載種を重要種とし、別添希少種・重要種リストを基に、地域・流域における保護上重要な動植物（絶滅危機種、絶滅危惧種、絶滅危急種、希少種）の把握に努める

② 重要種の確認・対応

森林循環に資する花粉発生源対策では、山林所有者からの申込時に希少種の有無について確認するほか、立木売買契約に先立ち実施する山林調査（山見）及び当該市町村等への希少種有無の照会において確認を行う。また、測量・調査委託及び主伐委託においても重要種の保護に努めることとし、受託者が調査・施業地で重要種を確認した場合は「森林施業標準仕様書 受託者提出書類様式集 様式－１１」にて報告をさせる。

重要種を確認した場合、都関連部局等と保護対策等を協議し、対応内容を「業務日誌」に記録する。

○重要種の保護管理フロー



【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

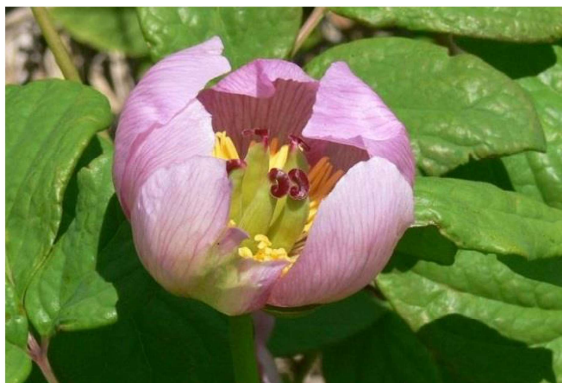
公益的機能別施業森林		
重視機能	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	① 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、可能な限り縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や都民のニーズ等必要に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ② ダム等利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	① 災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で林地の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や都民のニーズ等必要に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ② 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染部屋の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。	① 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 ② 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている都市近郊林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いや学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。	① 都民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や都民のニーズ等必要に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 ② 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。	① 美的景観の維持・形成に拝領した森林整備を推進することとする。 ② 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育している森林。	すべての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な樹種から構成される森林がバランスよく配置される森林整備を推進するものとする。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視機能	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

【希少植物（管内で発見されたもの（事業地外で確認されたものを含む））】



ベニバナヤマシャクヤク



クマガイソウ



エビネ



エビネ（葉）



トモエソウ



コクラン



ツルアリドオン



ランヨウアオイ (南多摩のみ)



タマノカンアオイ (南多摩のみ)



シムライノデ

森林施業標準仕様書 受託者提出書類様式集 様式－11
(重要種の発見報告記録)

様式－11

		課 長	係 長	監 督 員

〔 請求・通知
報告・協議 〕 書

年 月 日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団
理事長

殿

住所
受託者 (法人の場合は名称及び
氏名 代表者の氏名※)

下記施業について施業委託契約書の第 条 項により 〔 請求・通知
報告・協議 〕 します。

※ 受託者氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。

〔事務担当者〕

所属: _____ 役職: _____ 氏名: _____ 電話番号: _____

6 安全衛生管理、教育研修にかかる事項

(1) 安全衛生管理

安全衛生管理については、財団の安全衛生管理規程（別添）に基づく。

主伐や保育作業等の森林施業及び山林調査等の一部は委託により実施しており、委託先の安全管理及び林野火災の防止について、森林施業標準仕様書（別添）及び特記仕様書に基づき指導、徹底させる。また、委託先の労働条件や労働安全について、適宜ヒアリング等を実施し、「労働条件と労働安全に関するモニタリング・チェックリスト」に記録する。

(2) 教育研修の実施

財団が、持続可能な森林の管理に取り組む上で森林認証制度及び当森林管理方針の理解は必須であり、職員の異動、新規採用時、問題・異常等が生じた場合に、当森林管理方針及びSGEC文書等による研修を実施し、森林管理レベルの向上を図る。研修後は「教育研修報告書」に記録する。

なお、委託先に対しては、SGEC森林認証制度及び当森林管理方針に則した施業を行うことを特記仕様書に明記するほか、財団のホームページに森林管理方針を掲載し、SGEC森林認証基準に則した施業等の実施を徹底させる。

【委託先への安全管理について】

1 委託先への安全管理

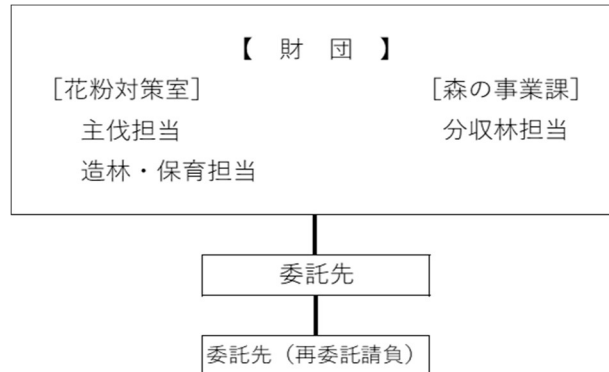
森林施業標準仕様書（別添）に基づき、委託先への安全管理を指導する。

また、委託先が施業着手時に提出する施業計画書に、現場の安全管理者、安全管理計画及び緊急時の連絡体制等を明記させ、委託先への安全管理の体制について確認する。

なお、委託先が再委託を行う場合は「再委託届」を提出させ、再委託請負者も含めた安全管理体制を確認する。

労働災害が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い対応すると共に、労働災害記録を作成し再発防止に努める。

委託先の管理については、下図のように定める。



2 交通安全管理

森林施業標準仕様書（別添）に基づき、委託先への交通安全管理を指導する。

【林野火災の予防と発生時の対応指針】

1 受託者への火災予防及び発生時対応

（1）発生防止対策

森林施業標準仕様書（別添）に基づき林野火災の防止を徹底するほか、契約後の打合せ及び監督時において、特に次の点について指導・確認する。

- ①現場ではできる限り火気を使わないよう努める。
- ②安全な場所・方法における火気の使用。
- ③消火機材を備えるよう努める。
- ④「林野火災警報等」の発令時は火の使用を制限する。

（2）火災発生時の連絡体制

受託者が提出する緊急連絡通報図（施業計画書）に従い通報・連絡する。

（3）火災鎮火後の処理

火災鎮火後は発生状況及び対応について受託者に対し報告を求める（不定形様式）。

2 財団の火災発生時対応

（1）火災発生時の連絡体制

財団緊急連絡網に従い通報・連絡する。

（2）火災鎮火後の処理

花粉対策室は、火災発生状況及び対応を記録（不定形様式）、保管し、火災発生箇所を確認の上、再発防止策等を検討する。

実施者	記録日

労働条件と労働安全に関するモニタリング・チェックリスト

項 目	記 録
1 対象	※該当するものに○
(ア) 対象者	自社・委託先()
(イ) 実施場所	
(ウ) 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
(エ) その他	
2 確認事項	
1)-1事故のリスクを確認し、作業に関連するリスクから労働者を保護するためのあらゆる適切な手段の適用が可能な形で計画し、組織化し、実施しているか。	適・否 状況:
1)-2 関係する労働者には、施業に関わるリスク及び予防措置に関する情報を与えているか。	適・否 状況:
2) 労働者の労働条件は安全であり、林業活動や森林施業に従事するすべての者に対して安全作業の実践に関する指導や訓練を実施しているか。	適・否 状況:
3) 対象現場において盤台は設置する予定か。設置する場所が高所作業である場合は、安全対策が適切に実施する計画となっているか。	適・否 状況:
4) 対象現場において携帯電話が通話可能な場所か確認しているか。	適・否 状況:
5) 毎日の朝礼において危険予知活動を実施しているか。労働者の作業内容は共有化されているか。	適・否 状況:
6) 労働者本人の連絡先だけでなく、本人に事故があった場合の緊急連絡先は把握しているか。	適・否 状況:
備考	